



和解調書

事件の表示 令和3年(集)第1号
期 日 令和5年3月20日午後4時00分
場 所 等 東京地方裁判所民事第20部審尋室
受命裁判官 中吉徹郎
裁判所書記官 大島伸一
出頭した当事者等 債権届出団体代理人 本間紀子
鈴木さとみ
大野絵里子
相手方代理人 岡田尚人
大辻大佑

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、届出消費者表(「別表」とあるのを「別紙届出消費者一覧表」と読み替える。)記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 大島伸



(別紙)

当事者目録

東京都千代田区六番町15番地

債権届出団体

同代表者理事

同代理人弁護士

特定非営利活動法人消費者機構日本

佐々木 幸 孝

鈴 木 敦 士

大 野 絵 里 子

鈴 木 さ と み

谷 合 周 三

中 野 和 子

針 ケ 谷 健 志

本 間 紀 子

官 城 朗

東京都文京区本郷2丁目1番1号

相手方

同代表者理事長

同代理人弁護士

学 校 法 人 順 天 堂

小 山 川 秀 興

岡 本 尚 正

遠 藤 憲 人

大 辻 大 子

以上

(別紙)

和解条項

- 1 相手方は、債権届出団体に対し、別紙届出消費者損害内訳表記載の各届出債権を有する各届出消費者（以下「本件届出消費者」という。）のために、各届出債権に対応する同表「損害賠償金合計」欄及び「遅延損害金」欄記載の金員（合計1億6675万6463円）の支払義務があることを認める。
- 2 相手方は、債権届出団体に対し、前項の金員を、令和5年3月31日限り、債権届出団体の指定する下記銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。

記

金融機関名

口座番号

名 義 特定非営利活動法人消費者機構日本

トクヒ) ショウヒシヤキコウニツポン

- 3 債権届出団体は、本件届出消費者にかかるその余の請求を放棄する。
- 4 債権届出団体及び相手方は、本件届出消費者にかかる本件手続の対象債権について、本件届出消費者と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 債権届出団体及び相手方は、本件に関し、債権届出団体と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 6 簡易確定手続の費用は、各自の負担とする。

以上